

(お知らせ)
西表国立公園の海中公園地区において捕獲等が規制される動植物の
指定等に対する意見の募集(パブリックコメント)について

平成19年7月30日(月)
環境省自然環境局国立公園課
課長:神田 修二 (6440)
補佐:則久 雅司 (6442)
担当:田中 準 (6448)

西表国立公園の海中公園地区において、自然公園法(昭和32年法律第161号)第24条第3項第2号により捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷することが規制される熱帯魚、さんご、海藻その他これらに類する動植物の指定等を行うに当たり、平成19年7月30日(月)から平成19年8月28日(火)まで、パブリックコメントを募集いたします。御意見のある方は、御意見募集要項に沿って御提出ください。

1. 内容

西表国立公園では、公園区域及び公園計画の変更を予定しており、これにより新たに4つの海中公園地区が指定される予定です。

これに伴って、自然公園法(昭和32年法律第161号)第24条第3項第2号の規定により海中公園地区において捕獲等が規制される動植物の見直しを行い、新規指定や指定削除を行うものです。

2. 意見募集要項について

(1) 問い合わせ先

環境省自然環境局国立公園課
東京都千代田区霞が関1-2-2 / 電話03-5521-8279

(2) 意見受付期間

平成19年7月30日(月)から平成19年8月28日(火)までの30日間

(3) 意見提出先

環境省自然環境局国立公園課あて
郵送の場合 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

ファックスの場合 03-3595-1716

電子メールの場合 shizen-kouen@env.go.jp

郵送の場合は、封筒の表面に、ファックス又は電子メールの場合は件名に、必ず「西表国立公園の海中公園地区において捕獲等が規制される動植物の指定等についての意見」と記載願います。

(4) 意見提出に関する注意事項

御意見提出の際、御意見提出者の住所、氏名(団体の場合は団体名)・電話番号・ファックス番号・メールアドレス等を御記入ください。様式は問いません。

また、頂いた御意見の内容は、公表を前提としますので、御意見公表の際、匿名を希望する場合はその旨必ず明記してください。なお、電話での御意見提出及び個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。